

第24回（平成23年度第3回）美浜区地域福祉計画推進協議会 議事要旨

1 日 時：平成24年3月22日（木）午後4時～午後6時

2 会 場：美浜保健福祉センター1階 会議室

3 出席者

（委員）

飯野委員、牛木委員、小椋委員、金澤委員、笹子委員、清水（暉男）委員、清水（直子）委員、鈴木委員、鳥越委員、長岡委員、平島委員、平野委員、別所委員、堀内委員、本多委員、松田委員、藪内委員、吉成委員

（事務局）

美浜保健福祉センター：大木所長

美浜区高齢障害支援課：野崎課長補佐、野中係長

千葉市社会福祉協議会美浜区事務所：秋葉所長、花嶋主任主事、鈴木主事

保健福祉局地域福祉課：矢澤課長、及川係長、大下主任主事

美浜区地域振興課地域づくり支援室：立石室長

高齢福祉課：海宝課長補佐

危機管理課：鴻崎課長補佐

防災対策課：山崎課長

（傍聴人）なし

4 議 題

（1）地域福祉活動等支援事業の状況について 高齢福祉課

- ・地域支え合い体制づくり支援事業について
- ・地域見守り活動支援事業について
- ・平成24年度の支援事業等（予算）について

（2）要援護者対策等について 危機管理課

委員からの提案・質問

防災対策課

- ・要援護者対策における緊急時施設宅への対応・対処について
- ・津波等災害時の（美浜区の）対応（計画）について
- ・防災無線受信機器の自治会長宅等への配置について

（3）地域での活動状況について

- ・第38地区町内自治会連絡協議会安心まちづくり 鈴木重夫委員
安心カードの配布事例紹介 （第38地区連協安心まちづくり会長）
- ・まさご地区・地域支え合い事業事例紹介 清水暉男委員
（市社協 真砂地区部会副部長）

（4）地域における福祉活動等のアンケートについて 事務局

（2団体アンケート追加の資料提供）

その他 次年度会議の運営等について 事務局

- ・地域福祉計画推進協議会設置要綱の改正について
（委員任期を1年から2年に変更）

5 議 事

委 員 長：大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、市・区(行政)から推進協議会に係る所管課がお越しいただいております、議会が終わって次年度予算執行準備で大変お忙しい中をご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

議題（1）地域福祉活動等支援事業の状況について

委 員 長：それでは議題（1）について、高齢福祉課からご説明頂きます、よろしくお願いいたします。

高 齢 福 祉 課：あんしんケアセンターの増設、地域見守り活動支援事業、幸町2丁目一人暮らし等高齢者見守り支援事業の予算について説明があった。

委 員 長：ありがとうございました。それでは、今ご説明頂いた件につきまして、質問を受けたいと思います。

委 員 員：地域支え合い体制づくり事業補助金申請のあった、検見川パークハウスふれあいサロンですが、市の高齢福祉課さんから予算がでているものです。管理組合に建物借用の許可を得て申請したのですが、管理組合理事会の反対意見が出て貸して頂けなくなった。また、残念なことに、入居開始以来36年になるが自治会活動がなく、老人会を立ち上げて、自治会を組織する準備をしていたが、今回の申請に際し、外部の地区の方が荒唐無稽な足を引っ張るような運動をされたので、更に輪をかけて中止になった。このことをお知らせいたしておきます。

委 員 員：支援事業等の予算についてですが、これは、美浜区の予算ですか、「幸町2丁目一人暮らし等高齢者見守り支援事業予算額」は幸町だけの数字ですか、お教えいただきたい。

高 齢 福 祉 課：市全体の予算を挙げさせていただいております。「幸町2丁目一人暮らし等高齢者見守り支援事業予算額」につきましては美浜区だけの実施ですので、その予算でございます。

委 員 員：ありがとうございました。

委 員 員：あんしんケアセンターの増設2か所は、幸町2丁目ともう一ヶ所はどちらでしょうか。それから、高齢者の見守りについて大変手厚く予算がどんどん付いてきたことに対して、美浜区の老人クラブの連合会長として大変心強くありがたく思います。

高 齢 福 祉 課：セイワ美浜の区域を二分割にして、東京寄りの山側あたり（稲毛海岸5丁目、中瀬、ひびの1丁目）、このあたりがもう一つの圏域として増えます。

委員：わかりました。

議題（２）要援護者対策等について

【要援護者対策における緊急時施錠宅への対応・対処について】

委員長：これは、前回以前に質問があった件（宿題）の回答になります、よろしくお願いたします。

防災対策課：前は議会中にあたり、欠席いたしまして、失礼いたしました。改めまして、日頃から防災対策にお力添えをいただいておりますことを、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。要援護者対策における緊急時施錠宅への対応・対策についてですが、まず、鍵を壊した場合の弁償につきましては、以前の議事録を調べたのですが、平成19年の9月第2回到答されているのですが、やはり、鍵を壊した場合には弁償というものが発生する、警察の方も緊急時には個人の財産権を侵しても侵入します。と回答をいただいております。民生委員さんが壊した場合は、私どもと同じように地方公務員でございますので市の方が賠償する、いろいろな状況がありますので一概にすべてを市が賠償するということではありませんが、相手から請求されれば、弁償責任が発生いたします。インターネットで調べたのですが、精神障害の高齢者の引きこもりの方に、配食サービスの方が呼びかけに応じなかったので、上司の方とガラスを割って入って安否確認をした場合に、社会福祉協議会が弁償したという書き込みがございました。そういうことをしないために、どうすればいいのかと言う事があるのですが、人命救助の観点から申し上げますと、消防局の救急隊を要請して頂きたい。119番通報していただけて消防隊の場合には、通報を受ければ対応（鍵を壊す）いたしますので、その対応をしていただきたいというのが一点ございます。次に、私どもが進めております、災害時地域支え合い事業で、地域支え合いカードというものを事前に要援護者の方に記入して頂いて、支える方、自治会の方ですとか民生委員の方に渡して頂き、この中に事前に緊急時には鍵を壊して入るということの同意をとっておく、事前にご本人から同意を取っておけば賠償の問題は起こらないと思います。それから、松戸市の常盤平団地自治会の場合、事前に鍵の専門業者と非常時通報の協定を締結し、対応しているという事例もございます。また、函館の地域福祉計画の懇談会では、緊急時に鍵屋で対応したという事例がございました。もう一点は、例えば、マンションの管理組合の場合では、そのマンションの規約のなかで、孤独死防止のための情報提供ですとか、「そういった場合には鍵を壊して入るよ」と、あるいはその時の鍵の交換料金を含めて入居時に預かるといった規約をあらかじめ定めておいて対応するという取り組みをしているところもございます。一応、対応としては基本的には119番通報して頂くのが一番良いかと思っております。また、（鍵を壊して入った場合の対処について、区の方に話をする旨の）副市長の発言でご

ざいますが、これにつきましては当時の高齢障害支援課・区のほうにも確認したのですが、そういった記録はないということです、申し訳ないのですが確認することができませんでした。第一回目の宿題については以上でございます。

委員 長：鍵を壊して（高齢者宅に）入ってどうなるのというのが、この協議会でも議論になったところですけど、いろいろとこういう方法もあるよということですが、微妙なところがあるんですけど、みなさん何かありますか。

副 会 長：この問題は私の方から出したのですが、今聞きますと、そのいろいろな方法をやっている時に、中にいる人がどういう状態になっているかが問題です、119番で消防を呼んでいる時間にもし中で何かあった場合、孤立死とか孤独死とかが話題になっている昨今、(家の)中の状態がどうなっているか(早急に)見られればそれに越したことはないと思います、非常に難しいと思いますがどうなんでしょうか。

委 員：マンションでマスターキーを管理していた、ただ、若い方が酔っ払って帰ってきて鍵をもって無いということが頻繁に起こって、マスターキーを破棄した。3年前3日間自室で倒れていて、親族(弟)と連絡が取れ、「鍵を壊して入ってくれ費用は自分で持ちます」、とのことだったので鍵を壊して飛び込んだというケースがあった。一つの考えでは、警備会社に鍵の委託をする、保管料を取って鍵の厳正な処理をしてくれる。こういうことを警備会社が業務としてやっていると言う事も聞きます。いわゆる支え合いカード等で鍵の保管の意思を確認し(了承を取り付ける課題が潜んでいますが)、警備会社に保管してもらおうというのも一つだと思います。

委 員：緊急時に、警察に来てもらいガラスを割って入ったケースが2件ありました。そういった場合の費用はどうなるのでしょうか。

委 員 長：警備会社が鍵を預かるという方法もある、全ての警備会社が預かるかは別としてそういう警備会社もあるとのこと。また、警察がガラス等を壊して入った場合の弁償はどうなんでしょうね。

委 員：警察は必ず身内に連絡し許可を得てからでしか対応しないです、うちの方でも同じようなケースがあったがそうだった。

委 員：頭を悩ましているのが、独居の高齢者が何かの時のために鍵を預かってほしいといわれるが、管理組合はノータッチですので私たち老人会で預かっていいのかどうか、これからの支え合い事業で一番問題になるんじゃないでしょうか。

委 員：鍵の問題は、鍵を預かってくれる人が沢山出てくる位信頼関係が構成されればほぼ支え合いシステムは完成です。これは、入ってからの話ですが、

本人情報を冷蔵庫に入れておきなさいというのも聞いたことがあります。
もう一つ、先程の防災対策課長の話から、消防署の救急隊は壊しますか。

委員 長：いろいろな意見が出されたが、自分たちのところでも年に何回か警察が来たことがあるが、やはり連絡がつくまでは対応しなかった。

委員：もう一つ、先程の防災対策課長の話から、消防署の救急隊は壊しますか。

防災対策課：消防は、消防法のなかに人命の救助が必要な場合には壊してもいいというのがあります、その場合には、市町村が補償するとなっていますので、できるだけ消防隊を呼んで、消防は警察も呼びますので対応して頂ければと思います。

委員：行政で後見人制度を進めていますが、その場合、具体的には鍵を預かるのですか。

事務局：基本的には預からないとは思いますが、本人との契約や運用の中でその限りではないかもしれません。

委員：信頼関係ができればヘルパーさんに鍵を渡しているケースがある。また、本当に信頼できる友達ができれば、それが支え合いになると思う、本当の理想ですね。

委員：最近ヘルパーさんだとか、そういう会社の方はだんだんお断りしてきています。（鍵の問題は）我々本当に困っております。

委員：民生委員さんが対応した場合、鍵が開かなかった場合、（市が）弁償するから開けて（鍵を壊して）いいとおっしゃいましたか、今一度確認させていただきたいのですが。

防災対策課：鍵を（壊して）開けていいといったわけではなくて、民生委員は公務員ですから公務員が行った行為に対しては弁償（責任）が発生すると言っただけです。市が弁償するのか、その職員（民生委員さん）が弁償するのかその時の状況によって判断されますので一概には言えません。民生委員さんが鍵を壊して入ることが職務なのかどうかというのもまだはっきりとはされていないと思うので、そういった意味では消防・警察が職務上出来ますのでそこに通報して頂くのが一番かと思います。

委員：市の職員（民生委員）は開けられないんですね。

委員 長：そういうことです。

委員：わかりました。

委員 長：今のところの説明では、人命にかかわることは消防署が壊して入るのが可能だと言う事ですので、119番に通報すること。その前に、近所の絆をどう創っていくか、と言う事が最も大切かと思えます。

【津波等災害時の（美浜区の）対応（計画）について】

【防災無線受信機器の自治会長宅等への配置について】

委員 長：それでは、津波と防災無線の関係をよろしく願います。

危機管理課：今回の東日本大震災を受けて、地域防災計画（平成25年3月全面改正予定）の作成事務を進めている。その中で、大きな津波対策・帰宅困難者対策といった想定をしていなかった部分が出てきており、その対応について検討中であるが津波避難ビル（小・中学校）の指定や指定施設のステッカー表示等対処を進めている旨の説明があった。

防災対策課：防災無線の受信環境改善のための基地局移設（ポートサイドタワー）、千葉市安全安心メール（携帯電話対応）、（ケーブルテレビや千葉テレビでの）データ放送対応等情報提供について説明があった。

委員：避難場所の校舎の使用について、どうして高校は入ってないのでしょうか。

委員 長：（避難場所の校舎の使用について）小中学校とは、公立・私立を含めてでしょうか。これも含めてお答えいただけますでしょうか。

危機管理課：県の浸水予測が出された段階で民間施設だとか、それについても検討していきたい。ただ、県の学校については、1校だけ指定には至っていませんがあたっている高校（生浜高校）があります。今現在は、市の小中学校だけの指定ということで進めています。

委員：実際に昨年3月11日の時には、磯辺の二丁目・三丁目の方たちは磯辺高校へも避難しています。いざ津波が起こった場合に（避難場所可否を）高校だから中学だからといって区別できるわけがないですよ、千葉西高校・幕張総合高校・検見川高校など県立高校があるのだから、住民の方たちは当然近くにあれば避難したいと思うわけです、それが（避難指定校）入ってないのはおかしいのではないのでしょうか。

委員：セイワ美浜老人福祉施設を運営しておりますが、液状化等で大きな被害を受けて今も復旧の最中です。震災後、磯辺地域で避難訓練を行ったが、夜間に施設（セイワ美浜老人福祉施設）の230人もの人間を避難させるのは非常に困難だと感じた、今後3年以内に80%の確率で（大震災が）起こると言われているのでとても不安です、ハザードマップ等を含めて避難対策を地域でできたらと思っております。

委員：磯辺の63自治会で磯辺一小の屋上に上がる避難訓練を1/21に実際にやっております、NHKや新聞で報道されましたが、それぞれ地域によって温度差はあると思いますが、地域の足並みと行政の足並みが全く違う（行政がゆっくりしている）、行政も早くに勘案して地域の住民の気持ちを考えて迅速に進めて行っていただきたい。

委員：幸町ガーデンタウンでは、小中学校の校長先生と締結しまして、学校の通路等に（有事の際は）収容するようになっております。防災無線の事ですが、個別の受信機を設置する予定はありますか。

防災対策課：（個別受信機の）有効性について検討して考えていきたい。

委員：市原市の場合は、身体障害者（一級だったか）の方には個別に無線ラジオを配っている、今回（災害等）有効であったかどうかは分かりませんが、そういう例はあります。

危機管理課：県立高校・民間施設については、今後、県の浸水予測図が出された段階で津波避難ビルについて増やしていこうと思っておりますので、今後検討させていただきます。

委員長：委員の皆様から出されているように、（美浜区は高台がないので）身近にある避難できる場所については極力迅速に指定をしていただく努力をしていただきたいなと思います。

委員：夜間の避難はどうするのでしょうか。

危機管理課：夜間については、津波避難ビルの入り口を（ステッカーにて）明示させていただいて、そのガラスを小破壊して入っていただく、その補修については災害対応の費用で対応していくと学校と話が付いております。県立高校等につきましては、今後、協議をしていかななくてはなりませんので（ご理解を）よろしく願いいたします。

委員：災害時の避難施設の利用手順を教えてください。

防災対策課：現状では市の職員が開けることになっているが、今後、地域の方に鍵の管理を含めて避難所の運営をしていただく、避難所運営委員会というのを創ろうとしていまして、それを進めております。

委員長：これでこの項目については終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。皆さんから、非常にいい意見・課題が出されました、所管課は大変だとは思いますが、市民の安全安心のためにご尽力いただければと思います。どうもありがとうございました。

議題（3）地域での活動状況について

【第38地区町内自治会連絡協議会安心まちづくり】

委員

（第38地区連協安心まちづくり会長）

：稲毛海岸地域でこれまでの名簿作成による緊急連絡等の対応方法から美浜区の支援事業を活用して安心カード配布（冷蔵庫に貼付）による対応にした事例（アレルギーに関する項目も設定したこと）について紹介があった。

委員 長：安心カードの取組状況についてお話をいただきましたが、これについて何かございますか。

委員：磯辺三丁目西で去年の7月からこれを実施しております。

委員：常盤平団地では、（安心カードを）自治会の金庫に収納しているそうです。私が聞いたときで14%くらいしか集まらない、これからもっと増やしていかなければならないと聞きました。

委員：うちの自治会では、ほとんどの方が書いてくれています。

委員 長：利用率の話がありましたけど、安心カードを配ってぜひ使いたいという方はどの位なのでしょうか。

委員：ただ今、各自治会長・民生委員さんに配って頂いている途中なのでまだ分かりませんが、本当はこれを活用される機会がないのが一番なのですが、消防署等（には情報提供しているが）活用された報告はまだありません。

委員：私たちがサポートする側になった場合、いろいろな障害（夜間や早朝、認知症の方への対応でセクハラや事故等）が生じることがあります、その手助けとして美浜区さんが中心になってなにがしか考えて頂けると助かります。それを安心カードのプラスアルファとして考えてはと常日頃考えておりましたが、そこはどうでしょう。

委員：今回の安心カードは、高齢者が倒れて救急隊を呼んだ場合、その救急隊が途方にくれないようにするためです。これを基本として徐々に支え合いに進んでいこうというものです。なかなか助ける人は居ても、助けて欲しいと言ってくる人（高齢者）は少ない、徐々に（信頼を得て）階段を登って、いずれは支え合いまで持っていくのが理想の形だと思っております。

委員 長：ありがとうございました。そういう趣旨で取り組まれているという事ですね。

【まさご地区・地域支え合い事業事例紹介】

委員 長：それでは、次の事例紹介をお願いいたします。

委員（市社協真砂地区部会副部長）

：真砂地区では、国の地域支え合い体制づくり支援事業を活用して地区で講習会を開催し、社会福祉協議会を窓口（コーディネータ役）として、まさご地区・地域支え合い事業を進めて行こうとしている事例について紹介があった。

委員 長：はい、ご質問等ありますか。支える人を探してどう組織化するか、大変なことだと思います。

委員：真砂の中ですでに取り組まれている所とは、どういうふうやっていく（共存していく）御つもりでしょうか。

委員：独自に行っているところには、社会福祉協議会としてはそれを認めたくえで、組織されてない所に声掛けをしたいという意見が出ております。ですから、既にあるところにはこの組織に入れ（強制的に）と言う事ではございません。

委員：私も真砂の住民ですが、いよいよ手を挙げたなど大変大きな期待をしているんですけど、一部マンションの管理組合同士は定期的に話をしている、社協がいくら話を説いても（地域に関心を示さない）動きが止まってしまう、そういったことは残念でしょうがない、（まさご地区・地域支え合い事業に）H24年度から（私自身）できるだけのことを協力していきたいと思っております。

委員 長：よろしいですか、今後（事例紹介2事例の）2つの地域の成果と課題を機会がありましたらお聞きしたいなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

議題（4）地域における福祉活動等のアンケートについて

事務局：アンケート集計報告後に2団体アンケート追加提出があった旨報告があった。

議題 その他 次年度会議の運営等について

【地域福祉計画推進協議会設置要綱の改正について】

事務局：この推進協議会の円滑な運営等を考慮して推進協設置要綱の委員任期の改正（1年から2年に改正）について提案があった。
また、新年度にあらためて委員就任について依頼する旨説明があった。

委員長：ただ今、事務局から設置要綱の改正について提案がありました、よろしいでしょうか。

一 同：異議なし。

長岡委員長：以上で、今日提案されている議題は終了しましたが、よろしいでしょうか。

一 同：了承。

事務局：これもちまして、平成23年度第3回美浜区地域福祉計画推進協議会を終了いたします、皆様ご苦労様でした。

委員長：長時間どうもありがとうございました。

閉 会

以上